

身体障がい者等用駐車場利用証 (パーキングパーミット)制度

身体障がい者等用駐車場

Parking Permit



この身体障がい者等用駐車場は、パーキングパーミット(身体障がい者等用駐車場利用証)をお持ちの方が利用できます。



※このマークがある駐車場では、駐車の際にパーキングパーミットを掲示してください。

このマークがある駐車場で御利用いただけます！



町中で見かける、車いすマークの付いた駐車スペースは、「歩行困難な方」のために、建物の出入口に近いところに設置されています。

この駐車スペースを、「必要な人が」「必要な場所で」「必要としている時に」利用できるようにするため、徳島県では、利用証(パーキングパーミット)を交付し、駐車時に利用証を掲示することにより、駐車場の適正利用を図る取組を行っています。

本当に必要な人が、安心して利用できるようにするために。
皆様のおもいやりの心で、御協力をお願いします。

① 緑色(歩行困難者):有効期間5年間



- 身体障がい者(身体障害区分ごとに基準があります。)
- 知的障がい者(重度A)
- 精神障がい者(1級)
- 高齢者(要介護度1以上)
- 難病患者(特定疾患医療受給者)

② オレンジ色(一時的歩行困難者):有効期間1年7ヶ月未満



- けが人(車いす・杖使用期間)
- 妊産婦(出産予定日から7ヶ月前～産後1年間)
- その他、移動に配慮が必要な者(交付要件は裏面に記載)



<http://www.pref.tokushima.lg.jp/>

○交付対象区分

区 分			交付要件（等級など）	有効期間
身体障がい者	視覚障がい		4 級以上	5 年
	聴覚障がい	聴覚障がい	3 級以上	
		平衡機能障がい	5 級以上	
	肢体不自由	上肢	4 級以上	
		下肢	6 級以上	
		体幹	5 級以上	
		脳原	上肢機能	
	移動機能		6 級以上	
	心臓機能障がい		4 級以上	
	腎臓機能障がい		4 級以上	
	呼吸器機能障がい		4 級以上	
	膀胱又は直腸機能障がい		4 級以上	
	小腸機能障がい		4 級以上	
	肝臓機能障がい		4 級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		4 級以上	
	知的障がい者		重度 A	
精神障がい者		1 級		
高齢者		要介護度 1 以上		
難病患者		特定疾患医療受給者		
妊産婦		出産予定日から 7 ヶ月前～産後 1 年間		
けが人		けが等により車いすや杖等の使用実態が確認できる者	1 年以内	
その他、移動に配慮が必要な者		上記以外の歩行困難者で医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		

○問い合わせ・申請窓口（FAXによる受付はできません）

県庁障がい福祉課	徳島市万代町1-1	TEL088-621-2236 FAX088-621-2241
県東部保健福祉局（徳島）	徳島市新蔵町1-67	TEL088-626-8715 FAX088-626-8731
県南部総合県民局（美波）	美波町奥河内字弁才天17-1	TEL0884-74-7369 FAX0884-74-7365
県南部総合県民局 保健福祉環境部（阿南）	阿南市領家町野神319 （阿南保健所）	TEL0884-28-9867 FAX0884-22-6404
県西部総合県民局（三好）	三好市池田町マチ2415	TEL0883-76-0482 FAX0883-76-0451
県西部総合県民局（美馬）	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	TEL0883-53-2060 FAX0883-53-2082
県障がい者相談支援センター	徳島市南矢三町2-1-59	TEL088-631-8711 FAX088-631-8722

※上記窓口の他、郵送申請も受け付けております。郵送の場合は、「申請書」の他、「交付要件が確認できる書類の写し」と、「返信用切手（140円）」を同封しお送りください。

申請書の様式は、上記窓口でお受取りいただく他、徳島県のホームページにも掲載しております。

【郵送先】 徳島県障がい福祉課 〒770-8570 徳島市万代町1-1

身体障がい者等用駐車場を設置されている事業者等の皆さまへ

現在、協力施設を募集中です！

制度の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いします。

御協力の際には、協力申込書を県庁障がい福祉課までお送りください。

詳細については、徳島県ホームページで御確認いただくか、

県庁障がい福祉課（088-621-2236）までお問い合わせください。